

木造住宅耐震改修補助金のお知らせ

～地震に強い建物に～



町では、地震に強いまちづくりを推進するため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成いたします。

※申請は先着順に受付、予算額に達した時点で締め切ります。

※耐震改修工事を行う前に必ず交付申請の手続きを行ってください。

1. 対象住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工され、主要構造部が木材によって造られていること。
- ② 居住用の一戸建て住宅又は併用住宅※であり、階数が2以下であること。
(地下を除く。)
- ③ 耐震診断において、判定値が1.0以下と診断された建築物
- ④ 申請書の提出期限は交付の決定を受けようとする年度の10月末日とし、交付の決定を受けた年度の2月末までに耐震改修工事が完了できるもの
※居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のもの。

2. 対象者

- ① 町内の区域に木造住宅を所有している方で、当該住宅に住所を有し又は継続的に住所を有する方。
- ② この補助金を初めて受ける方。(1申請者1棟に限ります。)
- ③ 町税などを滞納していない方。

3. 補助額

耐震改修工事に要する費用の5分の4

限度額 100万円

4. 補助金申請

- ① 耐震改修工事を着手する前に申請を行ってください。
- ② 補助金を受けるには、耐震設計、工事監理、耐震工事のすべてを行う必要があります。
- ③ 申請には、耐震診断の結果が必要のため、事前に耐震診断を実施してください。
(町では、木造住宅耐震診断補助金もございますので、ご相談ください。)

問い合わせ先 長柄町役場 建設環境課 管理地籍係

TEL 0475-35-2114

FAX 0475-35-4743

長柄町木造住宅耐震改修補助金に関する主な手続きの流れ

申請者	長柄町	備 考
①相談	補助内容のご案内	※住宅の建築年月日が確認できるものをお持ちください。 ※申請様式は建設環境課窓口・町 HP にて取得することができます。
②見積依頼 診断業者に依頼		
③申請 交付申請書提出	受付 ③-1 交付決定通知書	※交付決定前に工事施工業者と契約した場合、 補助の対象外 となります。 ※申請内容を 変更 するときは、速やかにご相談ください。 補助対象外 となる場合があります。
④契約 診断業者と契約		
⑤着手 着手届提出	受付	※耐震改修を着手した際は速やかに関係書類を提出してください。
⑥改修工事等の 実施		
⑦報告	受付	※改修工事等を完了した際は速やかに関係書類を提出してください。
⑧実績報告 実績報告書提出	⑧-1 交付額確定通知書	※改修工事の完了期限は 2月末日 までとなります。
⑨請求 交付請求書提出	⑨-1 補助金支払い	
⑩補助金受領		